

鹿児島大学大学院連合農学研究科専任教員選考に関する申合せ

平成 16 年 4 月 1 日 研究科長 裁定

平成 24 年 4 月 10 日 一部改正

平成 31 年 1 月 11 日 一部改正

平成 31 年 4 月 1 日 実施

1 選考を開始する時期

(1) 停年により欠員となる期日が確定している場合

欠員となる期日の 5 か月前

(2) 辞職の願出等があった場合

事実が判明したとき

(3) その他不測の事態が生じ欠員となった場合

欠員が生じたとき

2 専任教員候補者の範囲

本連合農学研究科の主指導教員となり得る資格を有する教授とする。

3 専任教員候補者の推薦

連合農学研究科長は、構成大学の農学研究科長、農林水産学研究科長及び農林水産学研究科副研究科長に候補者の推薦を依頼するものとする。

4 専任教員の選考

(1) 選考は、研究科教授会の付託に基づき代議委員会が行い、研究科教授会の追認を得るものとする。

(2) 代議委員会での議決は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とするものとする。

5 連合農学研究科と鹿児島大学との調整

連合農学研究科長は、専任教員候補者の選考後に専任教員着任後の学部及び修士課程の教育並びに研究遂行について、関係講座等との協力関係の樹立を図るため、鹿児島大学の農林水産学研究科長又は農林水産学研究科副研究科長に調整を依頼するものとする。

6 雑則

この申合せに定めるもののほか、必要な事項は代議委員会が定める。